

# お知らせ

令和3年12月16日付で、3つの都市計画を決定・変更しています。

**注意** 現時点のHP・窓口端末に反映されておりません。

## ○令和3年12月16日付告示第626号 久留米小郡都市計画特定用途誘導地区の決定

種類	面積	建築物等の誘導すべき用途	誘導施設を有する建築物の容積率の最高限度	容積率の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考
高次医療施設	約43ha	病院※1	別表のとおり	—	—	—	
計	約43ha						

※1：医療法第4条に定める地域医療支援病院、医療法第4条の2に定める特定機能病院

### 別表

(建築物の容積率の最高限度)

当該建築物の全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度は、次に定める式によって計算した数値とする。

$$V = V_c + R \times 10 / 10$$

(この式において、V、V<sub>c</sub>、Rは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

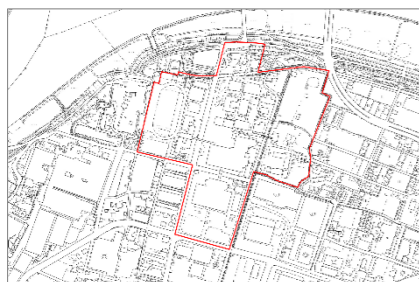
V：建築基準法第52条第1項第6号の数値

V<sub>c</sub>：用途地域に関する都市計画において定められた容積率

R：建築物の誘導用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合

### 「位置及び区域」

○久留米大学病院付近



○聖マリア病院付近



○新古賀病院付近



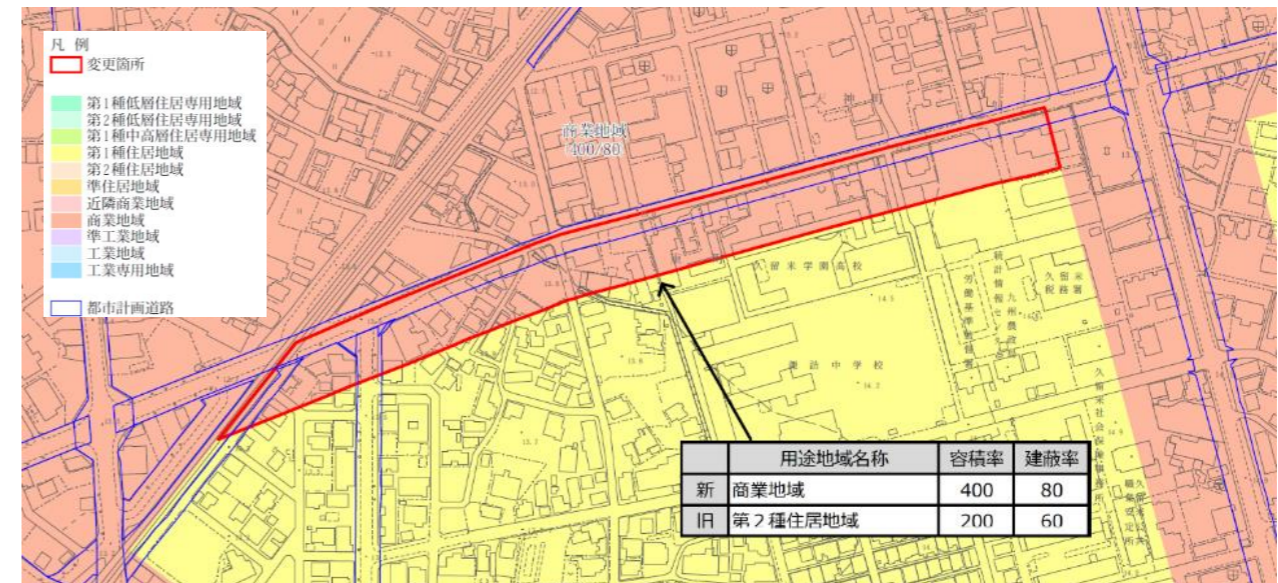
□：特定用途誘導地区(病院)

## ○令和3年12月16日付告示第625号 久留米小郡都市計画用途地域の変更

変更箇所：久留米小郡都市計画道路3・4・19-1号 東櫛原町本町線沿道の一部

(諏訪野町、東町、西町、花畑二丁目)

変更内容：【旧】第2種住居地域(200/60) ⇒ 【新】商業地域(400/80)



## ○令和3年12月16日付告示第624号 久留米小郡都市計画公園の変更

下線部は新 ( )は旧

種別	名称		位置	面積
	番号	公園名		
近隣公園	3・3・301	高山公園	久留米市東櫛原町字西牛居、 東白土、野添、寺町	約1.1ha (約1.4ha)

